（傍線部分は改正部分）

改正後

番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等		定義副傷病名 疾患コード		
（略）									
3096から3099まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	なし	アルベカシン硫酸塩，テイコプラニン，バンコマイシン塩酸塩（注射薬に限る。），リネゾリド，ダプトマイシン，テジゾリドリン酸エステル，J045なし	（略）	（略）
						あり	アルベカシン硫酸塩，テイコプラニン，バンコマイシン塩酸塩（注射薬に限る。），リネゾリド，ダプトマイシン，テジゾリドリン酸エステル，J045		
（略）									
3242及び3243	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	なし	ウステキヌマブ，セクキヌマブ，ブロダルマブ，イキセキズマブ，グセルクマブ，インフリキシマブ，アダリムマブなし	（略）	（略）
						（略）	（略）		
（略）									

改正前

番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等		定義副傷病名 疾患コード		
（略）									
3096から3099まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	なし	アルベカシン硫酸塩，テイコプラニン，バンコマイシン塩酸塩（注射薬に限る。），リネゾリド，ダプトマイシン，J045なし	（略）	（略）
						あり	アルベカシン硫酸塩，テイコプラニン，バンコマイシン塩酸塩（注射薬に限る。），リネゾリド，ダプトマイシン，J045		
（略）									
3242及び3243	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	なし	ウステキヌマブ，セクキヌマブ，ブロダルマブ，イキセキズマブ，インフリキシマブ，アダリムマブなし	（略）	（略）
						（略）	（略）		
（略）									

（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正）

第二条　厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表

	薬剤	番号
（略）		
25	パシレオチドパモ酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成30年３月23日に、医薬品医療機器等法第14条第９項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3483
26	ダブラフェニブメシル酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成30年３月23日に、医薬品医療機器等法第14条第９項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1965から1967まで、1976、1977、1987及び1988

改正前

別表

	薬剤	番号
（略）		
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）